

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 9月29日
【会社名】	株式会社ボルテージ
【英訳名】	Voltage Incorporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 津谷 祐司
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー
【電話番号】	03(5475)8193
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部管轄 松永 浩
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー
【電話番号】	03(5475)8193
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部管轄 松永 浩
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年9月28日開催の当社第18期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年9月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円 総額51,062,460円
効力発生日
平成29年9月29日

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、コーポレートガバナンスの一層の充実という観点から、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、改正会社法といいます。）により創設された監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

IP展開によりアニメ、グッズ、イベント、VRなど、モバイルコンテンツ以外にも事業領域を拡大するため、現行定款第2条に事業目的を追加及び削除し、これに伴う号数の変更を行うものであります。

改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、責任限定契約に関する規定を一部変更するものであります。

上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、津谷祐司、津谷奈々子、北島健太郎及び松永浩を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、若林信正、山路輝久及び井口敬三を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役に市川肇を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額350百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額20百万円以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案 剰余金処分の件	25,531	151	0	（注）1	可決（97.99%）
第2号議案 定款一部変更の件	25,638	40	0	（注）2	可決（98.40%）

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件				(注)3	
津谷 祐司	25,409	273	0		可決(97.52%)
津谷 奈々子	25,494	188	0		可決(97.85%)
北島 健太郎	25,507	175	0		可決(97.90%)
松永 浩	25,509	173	0		可決(97.90%)
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件				(注)3	
若林 信正	25,563	119	0		可決(98.11%)
山路 輝久	25,601	81	0		可決(98.26%)
井口 敬三	25,379	303	0		可決(97.40%)
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件				(注)3	
市川 肇	25,458	224	0		可決(97.71%)
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件				(注)1	
	25,568	114	0		可決(98.13%)
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件				(注)1	
	25,568	114	0		可決(98.13%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使及び当日出席の一部株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、全ての議案は可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上